

企業局事業PRイベント運営業務委託仕様書（案）

本仕様書は、企業局（以下「委託者」という。）が行う事業のPRイベント業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

長野県企業局の取組を外部にPRするイベントを開催することにより、地域住民等による企業局事業への関心を高めるとともに、理解を深め、もって企業局業務遂行環境の向上を図ることを目的として、本業務を実施する。

2 委託期間

契約の日から令和2年11月30日（月）まで

3 業務内容

企業局PRイベントの運営（概要は別紙「委託する企業局PRイベント一覧」）

なお、事業実施にあたっては、委託者と事前に内容について協議し、承諾を得た上で実施すること。

4 業務等の報告

（1）事業実施計画書

受託者は事業実施計画書（任意様式）を契約日から15日以内に委託者へ提出すること。

（2）報告書

受託者は、成果品として、次の事項を備えた委託業務完了報告書（任意様式）を、各イベントの終了日から15日以内に、紙媒体1部及び電子媒体により委託者へ提出すること。

- ・イベントの日程、内容
- ・参加者数
- ・実施状況写真
- ・参加者の意見、アンケート集計結果（アンケート実施した場合）

5 留意事項

（1）個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

（2）事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。

（3）制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

（4）本事業に関する所有権や著作権は原則としてすべて企業局に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、企業局は当該権利を非独占的に使用できることとする。

6 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 その他

- (1) 業務の性質上他業者に再委託しなければならない業務及び効果の飛躍的な向上が見込めるときは、業務の一部を再委託することができる。ただし、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (6) 本業務における成果物の所有権や著作権は、すべて委託者に帰属し、委託者は連絡なく加工及び二次利用できるものとする。